

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	若桜町
実施期間	令和2年～令和4年

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

令和2年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
ヌートリア アライグマ 防除実施講 習会	ヌートリア・ アライグマ	1回	若桜町鳥獣 害対策協議 会	-	外来生物法に定め る捕獲従事者の増 加による防除体制 の強化をはかった。

令和3年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
R3 特定計量 器	イノシシ・シ カ	特定計量器× 1基 ハンディスキ ャナ×1基	若桜町鳥獣 害対策協議 会	R4年2月1日	特定計量器とハン ディスキャナを導 入したことにより、食肉処理した 個体情報の追跡が 可能となり、29 工房の生産・販売 効率が向上した。
R3 忌避剤	イノシシ・シ カ	ガロンボトル ×2本 中ボトル×1 本	若桜町鳥獣 害対策協議 会	-	忌避剤を2筆のほ 場で使用した。

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(平成3 0年度)の実績 値(A)	目標値 (B)	目標年(令和4年 度)の実績値(C)	達成率 (%) (A-C)/(A- B)	備 考
全対象鳥獣	26a 762千円	21a 609千円	30a 670千円	-80 61	

4 総合評価

- ・特定計量器とハンディスキヤナの導入により、食肉処理した個体の証明が可能となり、また消費地までの追跡が可能となった。このことより、ジビエの狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまでの安全性確保が推進された。
- ・若桜町ジビエの消費拡大と安全性維持のためには、特定計量器を活用した管理体制の継続は不可欠である。また、消費拡大は積極的な受け入れ体制の維持につながり、捕獲従事者のモチベーション維持による捕獲強化につながることを期待できる。
- ・忌避剤については忌避剤の侵入防止効果は短期間に限られることが判明した。使用の際はこのことを理解した上で用いるよう周知する必要がある。

5 第三者の意見

- ジビエ関係においては、29工房にトレーサビリティ工程記録機器が導入されたことで、購入した肉を誰が捕獲し、どこでどのように処理されたかが分かり、信頼性が高くなった。
若桜町のジビエは高い評価を得ているが、安心できるジビエの提供を続けるためにも、今後もこの体制を維持していただきたい。
(若桜道の駅駅長 山根誠)
- 忌避剤に関しては、一定期間効果はあるものの、忌避剤だけでは被害軽減につながらない。被害軽減のためには、侵入防止柵の効果的な設置や野菜くずや放任果樹などの誘因物を撤去する必要がある。
(若桜農林振興代表取締役 小林正樹)

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)

